

「東アジア経済統合のあり方に関する考え方」
—経済連携ネットワークの構築を通じて、東アジアの将来を創造する—

2009年1月20日
(社) 日本経済団体連合会

「東アジア経済統合のあり方に関する考え方」
—経済連携ネットワークの構築を通じて、東アジアの将来を創造する—

— 目 次 —

1. 基本的な考え方	1
(1) 現状認識（金融危機と東アジア経済）	1
(2) わが国の対応—「将来創造型」EPAの模索・構築（東アジア経済統合）	2
2. 東アジア地域におけるわが国のEPAの進捗	3
3. わが国からみた東アジア経済統合の姿	6
(1) グローバル事業展開の促進	7
(2) 求められる経済インフラのイメージ（例）	7
① ソフトインフラ：投資・ビジネス環境改善に向けた各種制度の国際的調和 ..	7
② ハードインフラ：投資・ビジネス環境改善に向けた広域インフラ	8
③ 食料、資源・エネルギーの安定供給確保	8
④ 域内の人材交流の促進	9
4. EPAおよび周辺制度の改善に向けた要望	10
(1) 物品貿易の自由化・円滑化	10
① 関税	10
② 原産地規則	11
③ 貿易関連手続き	11
(2) サービス貿易の自由化	11
(3) 企業活動を律する経済法制度の改善	12
(4) ODA等の戦略的活用	12
5. 国内制度改革	13
(1) アジアと共に歩む農業構築に向けた構造改革	14
(2) 外国人材の受入れの拡大	14
6. 終わりに—さらなる広域経済連携の可能性に向けて	15

「東アジア経済統合のあり方に関する考え方」

—経済連携ネットワークの構築を通じて、東アジアの将来を創造する—

2009年1月20日
(社)日本経済団体連合会

1. 基本的な考え方

(1) 現状認識（金融危機と東アジア経済）

現下の金融危機は信用収縮や株価の低迷を通じて、生産、消費、雇用などの実体経済に影響を及ぼし、大きく減速した世界経済は同時不況の様相を呈している。経済のグローバル化が加速的に進み、東アジア経済も域外経済と密接に結びついている現状下、いわゆる「デカップリング論」は影をひそめ、先行きに対する懸念が持たれている。しかし、それでも相対的に見れば、東アジアへの影響は限定的と言える。わが国としては、金融面で比較的痛みが少ない東アジア諸国を支えつつ、経済連携を深め、共に持続的な経済成長へと結びつける努力が肝要である。

また、世界貿易機関（WTO）ドーハラウンドの大枠合意がならず、早期妥結の可能性が見えない今、貿易・投資について保護主義に陥ることが懸念されている。こうした中、WTO 整合的で自由化度が高く、また WTO がカバーしていない投資を含む包括的な地域協定の締結を推進していくことが有益である。

世界経済の困難をめぐっては、緊急金融サミット（2008年11月14～15日、於ワシントンDC）、アジア太平洋経済協力（APEC）首脳会議（11月22～23日、於リマ）、G8 ビジネスサミット（12月3～4日、於パリ）において、参加各国が、保護主義に陥ることなく、WTO ドーハラウンド交渉および地域経済連携の推進を通じて貿易・投資の活性化に努める旨の共同声明などを採択した。

われわれは、これら声明に謳われている基本的な考え方を支持するとともに、わが国がこれまで以上に東アジア諸国との経済連携を緊密化し、関係国が協力して、ヒト、モノ、カネ、サービスの自由な移動を前提とした、オープンで柔軟かつ足腰の強い経済社会を実現すべきと考える。また、こうした取組みが現在の難局を乗り越え、ひいては世界経済の発展に寄与するものと確信する。

(2) わが国の対応－「将来創造型」EPA の模索・構築（東アジア経済統合）

わが国は、景気の早期回復に向けて、緊急避難的な政策手段を含む、あらゆる措置を講じなければならない状況にある。少子高齢化と人口減少が同時進行していく中、農業分野の改革の促進や外国人材の受入れの拡大など国内構造改革を着実に推進し、世界経済の変化に対応しつつ活力を取り込んでいくことが不可欠である。わが国経済のグローバル化はその要諦であり、諸外国・地域との経済連携協定（EPA）は、そのための重要な手段である。特に、世界経済の安定と成長の要と期待される東アジアの経済統合を推進することは重要な課題である。わが国はこれまでも東アジア諸国との EPA を中心に推進してきたが、2008年12月1日、東南アジア諸国連合（ASEAN）全体との EPA が発効したことを契機として、次なる発展の具体的なあり方を模索することが必要となっている。

これまでの EPA が、わが国企業が既に築いた生産・物流などのネットワークを制度的に支えるための「状況適応型」であったのに対し、今後は、わが国が国内外で直面している諸課題を解決し、将来の経済社会の発展の道筋を切り開いていくための「将来創造型」の EPA が必要である。

折しも、中国、韓国、日本に続き、インドと ASEAN、さらに豪州・ニュージーランドと ASEAN との間で自由貿易協定（FTA）合意に達するなど、いわゆる「ASEAN+1」が大きく進展し、広く東アジアをカバーする地域経済統合の胎動が見られるようになっている。また、APEC では、ボゴール宣言に基づき、2010年に先進国間で自由で開かれた貿易・投資の実現を指向している。

わが国の EPA 戦略を構想する際には、このようなアジア・大洋州地域の動きも十分踏まえつつ、域内において、ヒト、モノ、カネ、サービスの自由な移動が促進され、地域レベルでの経済統合の実現に資するような制度設計を積極的に進めていく必要がある。また、EPA 締結相手国との間では、ビジネス環境整備小委員会など、EPA の枠組みを活用して、投資・ビジネス環境を継続的に改善していくことが重要である。

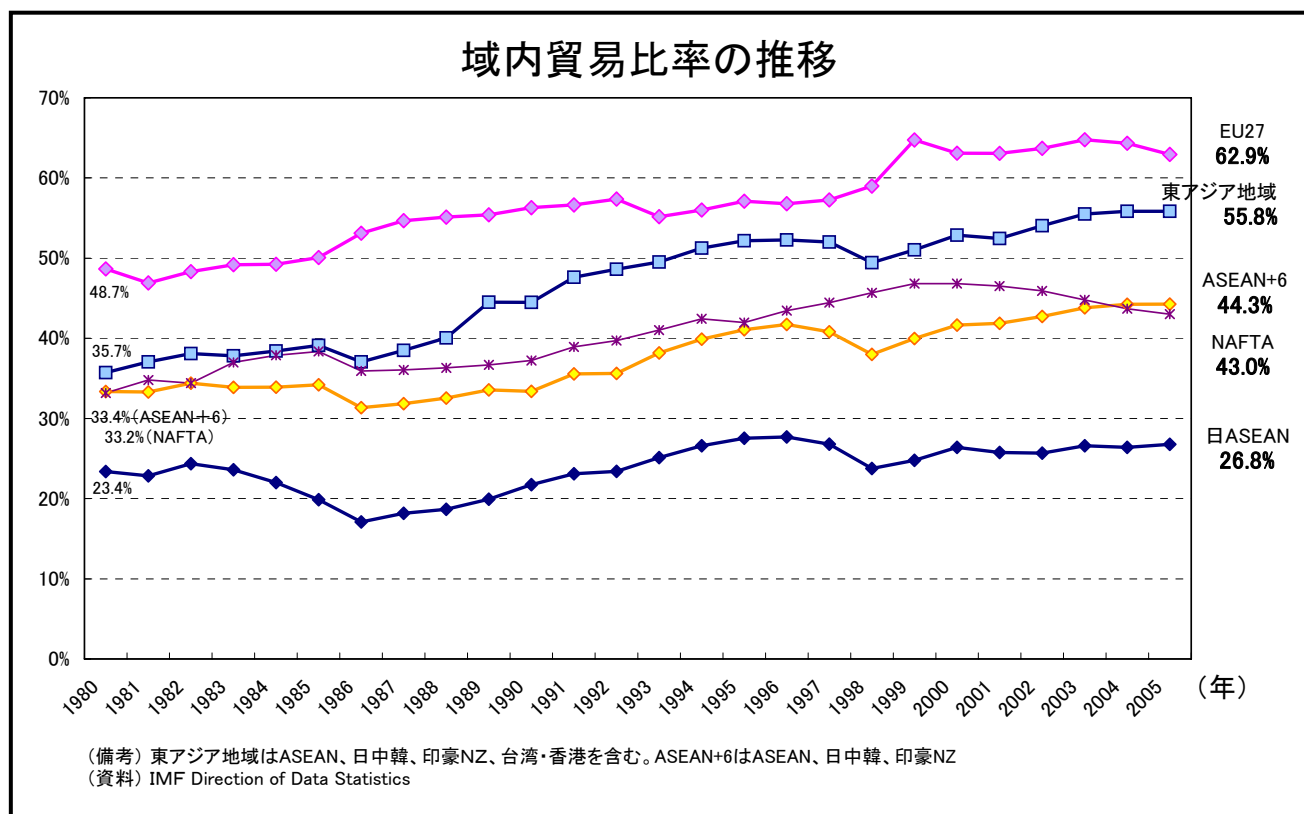
今回の金融危機のわが国経済に対する影響は決して小さくないが、わが国は経済規模が大きく、各国の期待も大きい。こうした優位性を EPA 構築においても発揮し、東アジアにおける経済統合のアーキテクトとして、積極的にリードしていくことが責務である。

また、わが国は国内においても、グローバル化の進展に対応し、ヒト、モノ、カネ、サービスの国境を越えた移動の自由化・円滑化を推進することが必要である。例えば、少子高齢化・人口減少が進む中、外国人材の積極的な受入れや、農業の競争力強化など国内の構造改革に取り組むことが喫緊の課題と言える。

2. 東アジア地域におけるわが国の EPA の進捗

80年代半ば以降、日本企業は、グローバルな事業活動の展開によって、国境を越えた生産・物流ネットワークが東アジア域内に構築してきた。この結果、ASEAN および日中韓、インド、豪州、NZ に台湾を加えた東アジア地域内貿易比率は約 56%に達し、事実上の広域経済圏が形成されている（下図「他の自由貿易地域との域内貿易比率の比較」参照）。わが国が今後とも持続的な成長を続けていくには、東アジアと共に豊かさを追求することが不可欠である。

【参考：他の自由貿易地域との域内貿易比率の比較】



こうした現状に対応した経済インフラを整備する観点から、日本経団連では、『対外経済戦略の構築と推進を求める』（2007年10月公表）において、東アジア経済統合の推進を提言したところである。その後、政府は、「経済財政改革の基本方針2008」（2008年6月閣議決定）において、東アジアEPAの推進とともに、EPA締約国・地域を2009年初めまでに12以上、また、2010年に、その貿易額全体に占める割合を25%以上とするグローバル戦略を公表した。この間、タイ、インドネシア、ブルネイ、フィリピンとのEPA、日ASEAN包括的経済連携（AJCEP）協定が発効し、2008年12月にはベトナムとのEPAが署名に至るなど、ASEAN諸国とのEPA締結は概ね完了したと言える。

このようなわが国EPAの具体的進展は、世界経済が減速する中、保護主義に傾くことなく、貿易・投資の自由化・円滑化を通じて世界経済の活性化を実現しようという積極的なメッセージであると同時に、国境を越えた事業活動の円滑化と新たな事業機会をもたらすものであり、経済界として大いに歓迎する。政府には手綱を緩めることなく、韓国やインド、豪州など、残る東アジア諸国とのEPA交渉に人的資源を傾注し、経済連携ネットワークの面的な拡大を推進することを期待する。

なお、経済界としても、EPAを積極的に後押しする観点から、韓国・インド両国の経済界との間で各々開催した、「日韓ビジネスサミット・ラウンドテーブル」（2008年10月）、「日印ビジネス・リーダーズ・フォーラム」（2008年10月）において、EPAの戦略的重要性につき忌憚のない議論を展開した。これらトップ会合で経済界同士の認識が一致したことから、今後のEPA交渉の進展に大いに期待したい（下表「EPA交渉の進捗と日本経団連の対応」参照）。

引き続き、東アジアにおけるEPAを通じて、そのネットワークの拡大と質の深化を推し進めるため、3. に、東アジア経済統合が目指すべき具体的な姿を示す。

【参考：EPA 交渉の進捗と日本経団連の対応】

(※政府資料を基に作成。2009年1月現在)

	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	進捗状況	日本経団連の取組み
発効済	シンガポール	(2002年1月署名、同年11月発効)			3月、改正議定書に署名。9月発効		—
	メキシコ	9月署名 交渉	4月発効				—
	マレーシア	1月 交渉	12月署名	7月発効			—
	チリ			2月 交渉	3月署名、9月発効		—
	タイ	2月 交渉			4月署名、11月発効		—
	インドネシア		7月 交渉		8月署名	7月1日発効	—
	ブルネイ			6月 交渉	6月署名	7月31日発効	—
	フィリピン	2月 交渉		9月署名		12月11日発効	—
	ASEAN全体		4月 交渉		8月大筋合意 11月21日の日ASEAN首脳会議で最終妥結	4月署名、12月1日発効	—
署名済	ベトナム			1月 交渉	9月大筋合意 12月25日署名	2007年1月～2008年9月、9回の交渉を経て大筋合意。12月署名	ズン首相宛御手洗会長書簡(3月5日)などにより働きかけ
大筋合意済	スイス			5月 交渉	9月大筋合意	2007年5月～2008年9月、8回の交渉を経て大筋合意	2007年2月の提言を踏まえ、夏前も両国政府に直接働きかけ
交渉中	韓国	11月～交渉中断 交渉				2008年6月25日、12月4日に交渉再開に向けた政府間実務者協議を開催	日韓ビジネスサミット・ラウンドテーブル(4月21日、10月10日)の場で交渉再開を働きかけ
	GCC (湾岸協力会議)			9月 FTA交渉		2006年9月～2008年7月、2回の本交渉、3回の間合会合を実施	政府と適宜、情報交換
	インド			1月 交渉		2007年1月～2008年10月、10回の交渉を実施。早期の大筋合意を目指す	日印ビジネス・リーダーズ・フォーラム(10月22日)で質の高いEPAを働きかけ
	豪州			4月 交渉		2007年4月～2008年10月、7回の交渉を実施。依然、農産品市場アクセスをめぐり意見が乖離	アジア・大洋州地域委員会企画部会にて進捗状況をフォロー
検討中	EU	「将来の課題として検討を進めていく。また、日米、日EUの経済関係の更なる発展を促すような基盤を整えていく方策は何かについて、民間で行われている議論を踏まえつつ、引き続き真剣に検討を進め、可能なものから、米国、EUとともに、準備を進めていく」 (経済財政改革の基本方針2008「2010年に向けたEPA工程表」抜粋)					EU産業界に対し具体的な提案を行うべく、ヨーロッパ地域委員会企画部会で検討中
	米国						アメリカ委員会企画部会にて検討中。米国BR、在日米国商工会議所とも推進に向けて連携

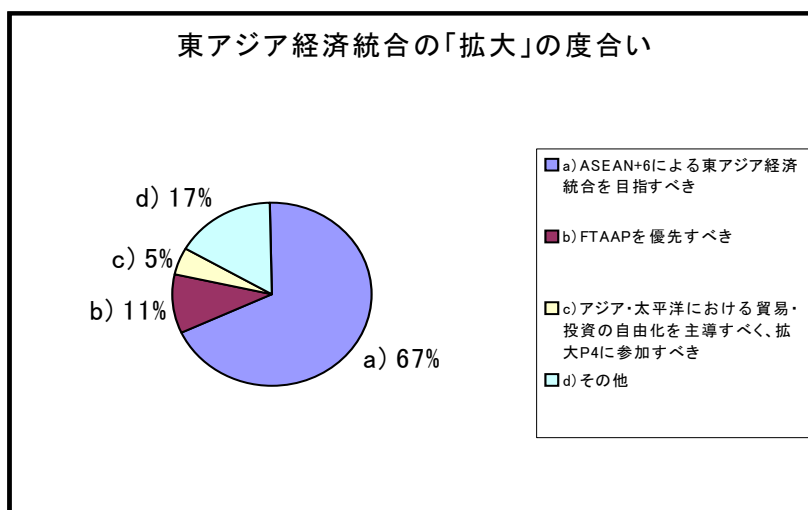
3. わが国からみた東アジア経済統合の姿

わが国は、わが国企業が築いてきた生産・物流ネットワークを制度的に支える経済インフラを整備するための「状況適応型」EPA が概ね完成した今日、「ASEAN+1」を東ね、東アジア全域をカバーする経済統合の将来のあるべき姿を先導していく段階を迎えた。そのためには、わが国の将来の経済社会の発展の道筋を切り拓き、世界経済の安定と成長の要として、東アジアを発展させていくという「将来創造型」の理念、構想が求められる。

これを、グローバルに事業を展開する企業の立場から考えれば、東アジア域内では、同一ルールの下で自由にビジネスが行えるような環境を構築することが重要である。そのため、究極的には、単なる EPA・FTA を超えて、域内のヒト、モノ、カネ、サービスの流れの自由化を進め、あたかも一つの国であるかのような環境を実現することが必要となってくる。

東アジアにおける経済統合のあるべき姿については、主要な経済主体である企業の将来の事業活動を展望しながら、経済合理性の観点から構築していくことが求められる。なお、経団連が 2008 年秋に実施した「東アジア経済統合のあり方などに関するアンケート」の結果では、経済連携推進委員会およびアジア・大洋州地域委員会の過半数の企業・団体（当該設問回答 65 件中 44 件）は、当面の広域経済連携の枠組みとして、下図のとおり ASEAN+6 を前提とすることを支持している。

【参考：東アジア経済統合の「拡大」の度合い】¹



¹ 「東アジア経済統合のあり方などに関するアンケート回答結果」（2008 年秋実施）参照。

こうしたアンケートや各種ヒアリングを通じて、会員企業の東アジア域内の貿易・投資、研究・開発・生産・流通・販売などの事業ネットワーク化を含む経済活動の実態やグローバル戦略などを把握したところ、東アジア経済統合のあるべき姿については、次のように考えることができる。

(1) グローバル事業展開の促進

物品貿易の自由化の進展に伴い、進出企業は、原材料・部品、資金、人材の調達、生産拠点、物流経路・手段、販路を最適化していく。また、EMS (Electronics Manufacturing Services: 電子機器の受託製造サービス) や OEM (Original Equipment Manufacturing: 相手先ブランド製品製造)、ODM (Original Design Manufacturing: 相手先ブランド設計製造) などの形態による国際分業ビジネスが一層拡大していく。さらに、重複生産を整理し、最適生産ネットワークを形成した結果、域内貿易比率が向上する。

また、サービス貿易の自由化の進展によって、サプライチェーンをはじめ、製造業関連サービスが整備され、物品貿易や投資の自由化から最大の利益を得られる環境が実現する。

日系企業は、進出先で雇用を創出、納税するほか、事業活動の展開を通じて、ビジネス・モデル、技術、経営ノウハウなどを現地に移転していく。さらに、環境問題への対応や社会貢献など進出先の実情に応じた CSR (企業の社会的責任) 活動を通じて、現地経済社会の発展に大きく貢献する。

(2) 求められる経済インフラのイメージ (例)

① ソフトインフラ: 投資・ビジネス環境改善に向けた各種制度の国際的調和

各国・地域の特徴を活かし、経済・社会情勢の変化に応じた魅力的なビジネス環境が実現する。EPA におけるビジネス環境整備小委員会や、日越共同イニシアティブなど投資環境整備の枠組み、技術協力、法整備支援などによるキャパシティ・ビルディングを通じて、競争法、会社法、知的財産権法、会計制度、労働関係法令を含む経済法制や司法制度について、合理的で整合性のある制度が実現する。これにより、円滑なビジネス・プランニングや現地法人の効率的な運営が可能となり、競争力の源泉である知的財産が保護されることとなる。

また、移転価格税制による二重課税を回避するため、当局間の事前・事後の協議が円滑、迅速に行われる体制が実現している。さらに、社会保障協定など、EPA・投資協定ではカバーされない各国の法制度についても、条約ネットワークの拡大により制度間の相反が調整され、当局間が密接な連携を推進する。

さらに、わが国企業が東アジア地域の巨大な市場への製品輸出を拡大するためには、国際規格・標準化の戦略的観点が必要であるが、東アジア域内で、技術、健康、環境、安全などの分野において、日本企業の高い品質と優れた技術に裏打ちされ、国際的にも競争力ある規格・標準が策定、普及される。

② ハードインフラ：投資・ビジネス環境改善に向けた広域インフラ

電力・通信・交通などの産業・物流面でのハードインフラの整備によって、日本企業の東アジアにおける事業展開が円滑化する。国境を越えて域内全体をカバーする物流・産業インフラとして、インドの「デリー・ムンバイ間産業大動脈構想」や大メコン圏（GMS：Greater Mekong Sub-region）開発支援など、「東アジア産業大動脈構想」を構成する包括的な開発計画が大きく進展する。

③ 食料、資源・エネルギーの安定供給確保

食料や資源・エネルギーの安定供給についても、域内の連携・協力が進展する。

わが国では、農地の有効活用と多様な担い手の確保、経営規模の拡大、面的集積などによる国内農業の体質強化が実現する。これら健全な国内農業との両立を図りつつ、農林水産品の関税撤廃・削減をはじめ多様な手段が講じられるとともに、農林水産物の輸出促進や、東アジアを視野に入れた食品産業活性化に向けた取組み支援などの施策の一層の推進により、東アジア諸国との双方向の貿易が活性化される。

また、人口増加が見込まれる東アジア域内の食料を安定的に供給すべく、域内の農業の生産性が大幅に向上する。各国の協力の下、食料危機に備え、一方的な輸出制限に対する規律の導入、緊急時の食料の相互融通の枠組みづくりに向けた取組みが進展する。

域内での安全な食料・食品の確保・流通に向け、食品安全基準の標準化や規格の相互認証、そのためのキャパシティ・ビルディング、トレーサビリティの向上などの取組みが進展する。

他方、資源・エネルギーについては、石油の東アジア域内需要の対域外依存度が2030年に8割を超えると予測されることなどから²、域内エネルギー安全保障体制の強化が図られている。また、投資協定やEPA投資章によって、投資財産の保護および投資自由化が確保される。さらに、インドネシアやブルネイとのEPAのエネルギー・鉱物資源章における規定などによって、投資環境整備や生産増強、環境への配慮に関する政策対話とともに、輸出規律が導入され、エネルギー・鉱物資源の安定供給に寄与する。

④ 域内の人材交流の促進

査証発給や労働許可申請などの手続きの簡素化によって、東アジア域内で、商用訪問者や企業内転勤者、投資家などの自由かつ円滑な往来が実現する。また、留学生や研修生はじめ幅広い人材の域内での移動・活用が活発化することにより、アジア全体での人材の底上げと経済発展が実現する。

他方、わが国においては、より付加価値の高い競争力のある財・サービスなど、イノベーションを生み出す人材を、国籍を問わず育成・確保するため、留学生の日本国内での就職・起業促進、看護・介護分野や製造業での技能人材を含めた幅広い人材の受入れ促進と在留期間の長期化、外国人研修・技能実習制度の改革などが実現する。

² 国際エネルギー機関 (IEA) World Energy Outlook 2008 をベースに、東アジア (ASEAN+6) の石油の対域外依存度が2030年、84%に達すると試算。

4. EPA および周辺制度の改善に向けた要望³

以上のような、経済界が求める東アジア経済統合の推進にあたっては、東アジア・ASEAN 経済研究センター（ERIA）における研究や、民間専門家研究が進められている ASEAN+6 の成果なども十分活用し、域内各国に対して EPA の経済効果やアジアと共に歩む日本の姿勢を説明し、幅広い理解と共感を得ることが不可欠である。

また、経済連携の経済効果の試算や想定が、単なる楽観主義に基づく交渉上の甘味剤に終わることのないよう、具体化に向けて必要な措置を講じることが重要である。かかる観点から、例えば、EPA に包含されない租税条約や社会保障協定などの締結・改善や、政府開発援助（ODA）によるハード・ソフトインフラの整備などを、EPA と併せて戦略的かつ重層的に講じ、相乗効果を上げていくことが肝要である。

わが国企業にとっては、AJCEP 発効後の ASEAN 各国との域内貿易や研究・開発・生産・物流・販売などの事業ネットワーク化の将来展望に即して、事業環境の整備と関連制度の整備を進めることが、デ・ジュールの東アジア経済統合を具体化するための第一歩である。そこで、わが国および関係各国政府には、以下のとおり、EPA の質的向上と関連協定・制度、ビジネス環境、インフラの整備・改善を求めたい。なお、その際、主たる経済主体である民間企業の意見を反映するための枠組みを確保することが重要である。

(1) 物品貿易の自由化・円滑化

① 関税

前掲「東アジア経済統合のあり方などに関するアンケート」結果によれば、既存の EPA において十分な成果が得られず、改善すべき事項として、関税の段階的削減・撤廃スケジュールの短縮を挙げる意見が多い。物品貿易自由化の果実を得るためにも、今後の協定改正交渉において、関税の段階的削減・撤廃スケジュールの短縮に取り組むべきである。

また、WTO の MFN（最恵国待遇）実行税率と EPA 特恵税率が逆転するという現象が生じていることが、EPA の利用度が上がらない一因となっていること

³ 本要望で取り上げる問題は、東アジア以外の国・地域との EPA にも当てはまるものであり、同様の改善が必要である。

に鑑み、EPA 特惠税率が MFN 実行税率を上回ることはないよう、相手国と交渉を行うべきである。加えて、EPA 締結相手国が MFN 実行税率を引き下げることによって、EPA 特惠税率がそれを上回ってしまう場合には、相手国へ通報する義務を EPA 条文上に規定すべきである。

② 原産地規則

日本企業が東アジア地域で面的なグローバル・ビジネスを展開する際、AJCEP と二国間 EPA とで異なる原産地規則や原産地証明制度が採用されているという問題がある。多国間 EPA として累積原産地規則を規定する AJCEP の利用を拡大していく観点から、域内で適用される原産地規則を統一化、整合化するとともに、特定原産地証明書発給手続きを簡素化・円滑化すべきである。

また、利用者の利便性を確保する観点から、原産性を判定する際の実質的変更基準として、関税分類変更基準を基本としつつ、必要に応じて、加工工程基準、付加価値基準を選択することができるよう、協定上、担保すべきである。

③ 貿易関連手続き

各国間で異なる税関手続きの調和と簡素化を図る取組みの一環として、AEO (Authorised Economic Operators : 認定優良物流事業者) の東アジア域内での相互承認に向けた取組みを加速すべきである。

また、ペーパーレス化・電子化推進によるシングル・ウィンドウ構築を通じて、域内の輸出入・港湾諸手続きの簡素化・迅速化を実現すべきである。

併せて、域内税関当局間で HS コードの調和を図るとともに、各国税関職員に対する技術協力を通じた透明かつ予見可能性の高い貿易手続きを実現することが求められる。

(2) サービス貿易の自由化

WTO サービス貿易交渉が停滞する中、製造業関連サービスや流通サービスとともに、ノンバンクを含めた金融サービスなど、発効済み EPA において自由化が不十分なサービス分野について、外資出資比率規制の緩和・撤廃など市場アクセスの改善や内国民待遇の付与、国内規制の透明性の向上など、一層の自由化を進め、外資を受け入れるための基盤を整備すべきである。

その一環として AJCEP 協定の下に設置されたサービス貿易小委員会の枠組みを有効に活用すべきである。

(3) 企業活動を律する経済法制度の改善

東アジア経済統合の実効性を高める観点からは、EPA のみならず、企業がグローバルなビジネス活動を展開する上で、付随的に関連してくる制度の整備を並行して進めるべきである。

貿易・投資活動を円滑化するためには、例えば知的財産権の実効ある保護などを可能とするような、共通の経済法制度で律されるビジネス環境の構築が必要である。相手国の経済法制が整備の途上にある場合は、わが国の官民が連携して、日本法を基礎としたキャパシティ・ビルディングでの協力の推進が求められる（競争法、企業法制（会社法）、税制（移転価格）、会計制度など）。

他方、移転価格税制に関わる二重課税を回避するためには、キャパシティ・ビルディングの協力とともに、事前確認制度（APA）を含め、相手国との連携の強化や制度の整合性を図り、透明で予見可能性の高い制度の構築が必要である。

(4) ODA 等の戦略的活用

被援助国の経済成長に資する国際協力は、各国との経済連携や投資を促し、実効ある東アジア経済統合を推進する上でも有力な手段である。東アジアのインフラ整備については、日本企業と東アジア諸国との貿易・投資関係の現状を踏まえ、より高度で深い連携強化を目指すという観点から、官民連携の下、ODA 等を戦略的かつ重点的に活用すべきである。

とりわけ国境を越えた物流関連インフラ整備は、EPA や周辺制度によるソフトインフラ整備と「車の両輪」を成す取組みであり、ODA を戦略的に活用し、前掲の東アジア産業大動脈構想など、包括的な開発計画を策定していくことが必要である。また、農業支援や日本語教育など人材育成面の経済協力についても積極的に対応すべきである。

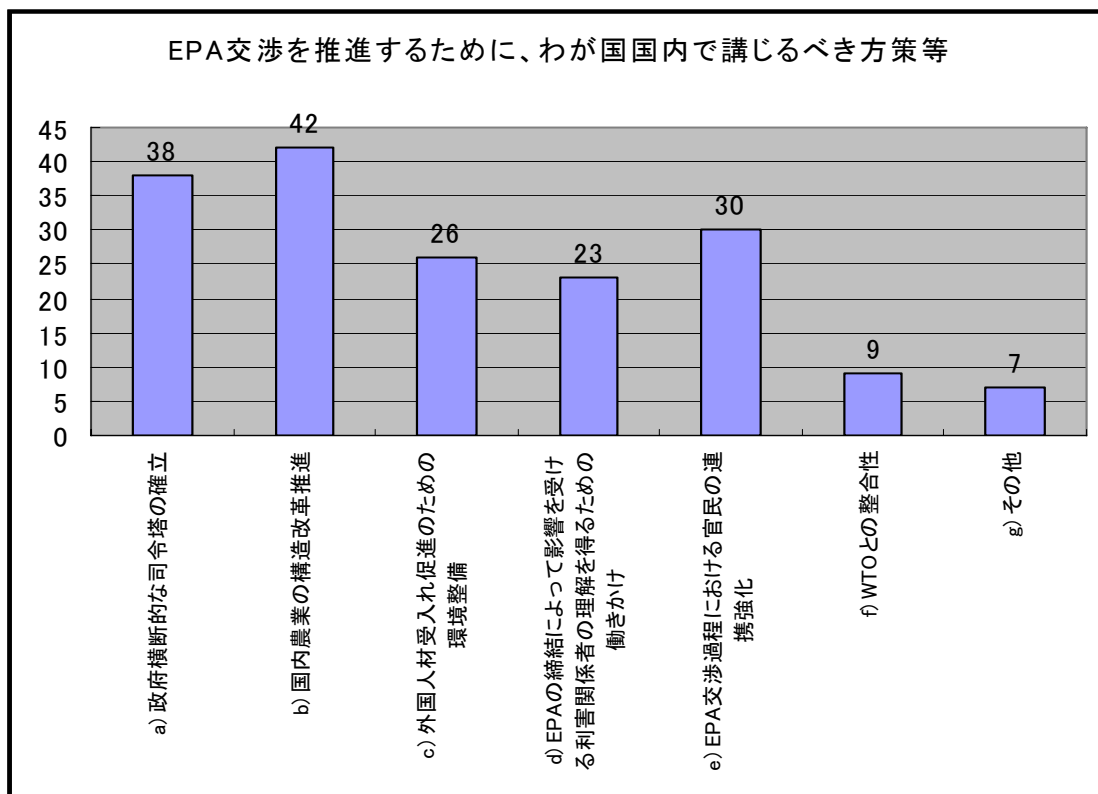
併せて、開発効果の高い民間投資を支援するため、政府のリスクテイク機能の強化も重要である。かかる観点から、国際協力銀行（JBIC）や国際協力機構（JICA）による投融資機能や貿易保険の活用を図るべきである。

また、現下の世界的な金融危機への対応として、日系企業を資金面で支援する観点から拡充されたJBICの投資金融については、潜在的な資金需要に柔軟に活用できるよう、幅広い事業を対象とすべきである。

5. 国内制度改革

以上、3.「わが国からみた東アジア経済統合の姿」を踏まえ、4.で「EPAおよび周辺制度の改善に向けた要望」を列挙してきた。他方、前掲「東アジア経済統合のあり方などに関するアンケート」で示されているように（下図「EPA交渉を推進するために、わが国国内で講じるべき方策等」参照）、わが国でも、グローバル化の進展に対応して、ヒト、モノ、カネ、サービスの国際市場への統合促進が大きな課題であり、農業分野の改革や外国人材の受入れ拡大、また魅力ある対内直接投資環境の構築など、国内構造改革をグローバル化の流れと整合的に進めるべきである。

【参考：EPA交渉を推進するために、わが国国内で講じるべき方策等】⁴



⁴ 「東アジア経済統合のあり方などに関するアンケート回答結果」（2008年秋実施）参照。

(1) アジアと共に歩む農業構築に向けた構造改革

ー 農地の有効活用を通じたわが国農業の競争力強化

わが国の食料供給力の強化に向け、農地の所有と利用の分離、新規参入の促進、担い手への施策の重点化、食料供給コストの縮減などにより、農業構造改革を推進しなければならない。同時に、農産物の輸出促進や東アジアを視野に入れた食品産業活性化に向けた取組み支援に引き続き注力していく必要がある。

(2) 外国人材の受入れの拡大

EPA の下、既に受入れが始まっているインドネシア、フィリピンからの看護師、介護福祉士候補生については、EPA の互惠性を実現する観点から、実効性や需給バランスを注視し、必要に応じて制度を見直すことも検討すべきである。同時に、現行の外国人看護師の就労制限の撤廃・緩和や介護福祉士の在留資格の整備などを通じて、看護・介護分野における外国人材の受入れについて、EPA 当事国以外にも門戸を開放すべきである。

専門的・技術的分野の外国人材の積極的受入れを引き続き推進するとともに、現在では専門的・技術的分野とは看做されていない分野において、一定の資格や技能を有する人材の柔軟な受入れや、再技能実習制度の創設などが喫緊の課題である。その際、東アジア諸国で進行する少子化の動向などにも配慮しつつ、国際的にも競争力ある優秀な人材を受け入れられるよう、在留・就業管理の見直し、社会保険加入の促進、日本語教育の充実などの制度・環境整備を、わが国政府一体として総合的・戦略的に推進するため、司令塔機能の設置が求められる。

6. 終わりにーさらなる広域経済連携の可能性に向けて

本提言では、ASEAN+6 をベースとした「東アジア」を念頭に検討を行ったが、東アジアの地域統合が外に対して開かれたものであるべきことは言うまでもない。アジアが目指すべき国際秩序は、域内のローカルな価値の共存を認め合うとともに、引き続き外に対して開かれたものでなければならない。わが国としては、こうした側面に十分に配慮しながら、「アジアと共に世界を支える」という基本姿勢に立って、アジアにおける制度面での経済統合に向けてイニシアティブを発揮していくべきである。

さらに、今回の金融危機を乗り越えて、東アジアが自立的で足腰の強い経済圏へと発展するよう、わが国がリードしていく決意が必要である。経済連携を深めることによって、域内格差の是正、生産性の向上、中所得層の拡大を通じた購買力や内需の増大などに具体的に貢献し、持続的な経済成長を実現していかなければならない。こうした形で東アジア経済統合に向けた具体的な絵姿を示し、「将来創造型」の EPA を構築していくべきである。加えて、域内の通貨・金融協力を含め、日本が建設的なリーダーシップを発揮することも求められる。

今後、2010 年の「ボゴール目標」⁵年に、わが国が APEC 議長国という重責を担うことを念頭に置き、現在、APEC で検討されているアジア太平洋自由貿易圏 (FTAAP) 構想や、有志による環太平洋戦略的経済連携協定 (TPP) など、アジア・太平洋における広域経済連携の動きを引き続き注視しつつ、わが国経済界としての対応を検討していく。併せて、「外に開かれた」という観点からも、わが国にとって重要な欧州連合 (EU) との経済連携に今後とも取り組んでいくことが必要である。

最後に、前掲「東アジア経済統合のあり方などに関するアンケート」において示されたとおり、今後のわが国 EPA 交渉を加速する上で鍵を握るのは、政府横断的な司令塔の確立ならびに EPA 交渉過程における官民の連携強化である。政府には、こうした経団連の考え方、要望を十分ふまえ、東アジア経済統合の推進に向けて一層の尽力を求めたい。経団連としても、経済ミッションなど民間経済外交を通じて、関係方面に鋭意働きかけていく所存である。

以上

⁵ 1994 年のインドネシアのボゴールでの首脳会議で採択。先進メンバーは 2010 年までに、途上メンバーは 2020 年までに自由で開かれた貿易投資の達成を確約。